

ID: 1006

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	証明書の交付		
例 規 名	新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び		
根 拠 条 項	優良住宅認定事務施行細則 第8条第2項		
例 規 番 号	昭和49年 新潟県規則第15号		
<p>【根拠条文】 (証明書の交付) 第8条 優良宅地の認定を受けた者は、当該造成区域(工区に分けた場合は当該工区)の全部について当該宅地の造成が完了した場合において、その造成が認定の内容に適合していることの証明を受けようとするときは、別記第2号様式の優良宅地証明申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成が、優良宅地認定の内容に適合して行われたものと認める場合には、証明書を交付するものとする。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日